

福島県復興公営住宅について

福島県では、原子力災害により避難指示を受けている方等が、低額な家賃で入居いただける復興公営住宅を整備しております。

この復興公営住宅は、国の福島再生加速化交付金、長期避難者生活拠点形成事業を活用し、公営住宅法に基づいて整備するものであり、入居に関して要件があるとともに、収入に応じた家賃等を御負担いただく必要があります。

入居要件

- 1 次のいずれかに該当する方
 - (1) 原子力災害により避難指示を受けている方
 - (2) 原子力災害による避難指示が解除された地区に居住していた方
 - (3) 東日本大震災で発生した地震・津波により住宅を失った方
 - (4) 平成 23 年 3 月 11 日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方
- 2 住宅に困窮している方（※）
- 3 県税の滞納がない方
- 4 過去に県営住宅に住んでいた場合、現在家賃の滞納がない方
- 5 暴力団員でない方
- 6 現に同居、または同居しようとする親族がいる方（※1の（3）の方のみ）
（※ただし一部単身での入居が可能な場合あり）
- 7 世帯収入が、次の基準額を超えない方（※1の（3）、（4）の方のみ）
【基準額（月額）】
一般世帯 15万8千円
裁量世帯 21万4千円（高齢者、障がい者、子育て世帯）

※ 避難指示区域の外（解除された区域を含む）に居住可能な住居（戸建て住宅やマンションなど、1(4)の方については、H23.3.11 時点で中通り又は浜通りで居住していた住居を除く）を所有している方は応募できません。

家賃

復興公営住宅の家賃は、公営住宅法に基づき、入居する方の収入、その住宅の広さ、建っている場所、新しさ、設備の充実さなどから算出されます。

※詳細は、各団地を管轄する県営住宅管理室へご確認ください。

駐車場

駐車場は、入居される方のみ利用できます。利用の際は車検証の写しを提出いただきます。入居されない方（例：別居している家族など）が住宅を訪れる場合は来客用駐車場をご利用ください。

※詳細は、各団地を管轄する県営住宅管理室へご確認ください。

家賃以外の経費

①入居時に必要な費用（退去時に未納家賃等がなければお返しします。）

- 敷金 家賃の3ヶ月分
- 駐車場保証金 駐車場使用料の3ヶ月分 ※駐車場を利用される方のみ。

②入居中に家賃以外に必要な費用

- 駐車場使用料 ※駐車場を利用される方のみ。 ○共益費（光熱水費など）
- その他（自治会費など）

※共益費は、団地生活上必要な共同費用として、入居者の皆さんの責任において徴収・支払いしていただきます。滞納のないようにしてください。

※居室内照明器具、エアコン、ガス器具、テレビ、冷蔵庫については、入居者の負担となります。

申込みから抽選会まで（福島県復興公営住宅入居支援センター受付）

受付開始

受付終了

- 応募状況をホームページで公表

抽選番号通知

抽選会

- 県職員立会いのもと抽選

抽選結果通知

- 当選者となった方 「当選通知書」「入居資格審査のご案内」送付
- 補欠者となった方 「補欠決定通知書」送付
- 抽選にはずれた方 「抽選結果通知書」送付

抽選で当選された方（県営住宅管理室受付）

入居資格の確認

- 資格審査必要書類提出
- 緊急連絡人を原則として親族の中から2人（うち1人は県内に住所を有する者）確保し、「緊急連絡人になる旨の承諾書」及び「緊急連絡人全ての方の住民票」を提出していただく必要がありますので、緊急連絡人になる予定の方にあらかじめお話をさせていただくようお願いします。

入居予定者決定

- 資格がある方には入居予定者決定通知書送付

入居説明会

- 入居許可書の交付 ○敷金及び駐車場保証金の納入通知書の配布
- 住宅管理人の決定 など

入居指定日

- 入居は、入居指定日から20日以内にしていただきます。
- 仮設住宅や借上げ住宅にお住まいの方は、退去の手続後に入居してください。

入居資格審査について事前のご案内

※ 当選者に必要となる書類であり、まだ書類の提出が必要となった訳ではありませんのでご注意ください。

すべての方	(1) 県営住宅等入居・駐車場使用申込書	
	(2) 住民票謄本（入居者全員の住民票で本籍、続柄等全部記載があるもの） ※発行日から3ヶ月以内有効	
	(3) 所得証明書 ※市町村発行の最新のもの。所得の有無に関わらず、18歳以上の入居予定者全員分。	
	(4) 入居申込者の県民税の納税（非課税）証明書 ※市町村発行の最新のもの。発行日から3ヶ月以内有効。課税対象者全員分。 ※県税を滞納していないことを確認します。	
	(5) 入居申込者の県民税以外の納税（非課税）証明書 ※県の各地方振興局県税部発行の最新のもの。発行日から3ヶ月以内有効。課税対象者全員分。 ※県税を滞納していないことを確認します。	
	(6) 誓約書、緊急連絡人になる旨の承諾書（2枚） ※緊急連絡人は、親族の方2名で、うち1名は県内に住所のある方としてください。 ※緊急連絡人となる方の住民票（本人の記載があれば謄本、抄本のどちらでも可）が必要です。	
該当する方	給与所得を得ている方	前年の源泉徴収票
	自営業の方	前年の所得金額にかかる確定申告書等の写し
	年金を受給されている方	年金支払通知書等 公的年金等の源泉徴収票
	前年1月1日以降に退職し、現在無職の方	雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書
	前年1月2日以降に転職または新たに就職された方	給与支払証明書
	前年1月2日以降に現在の事業所得を得るようになった方	事業所得の所得金額内訳表
	寡婦又はひとり親の方	戸籍謄本
	障がい者のいる世帯の方	障がい者手帳等の写しが必要です。 ※抽選申込み時に提出済みの方は不要
	現在婚約中の方	婚約証明書 (所定の用紙に親族等2名の証明)
	駐車場の使用を希望される方 (所有者又は使用者が入居予定者になっている自動車に限る)	自動車検査証の写し

※このほかにも、入居資格審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

福島県営住宅管理室一覧

県北地区 024-521-7991	北信団地・笹谷団地・飯坂団地・北中央団地・北沢又団地・ 根柄山団地・若宮団地・表団地・石倉団地・壁沢団地
県中地区 024-935-1518	日和田団地・柴宮団地・富田団地・東原団地・八山田団地・ 安積団地・鶴見坦団地・守山駅西団地・平沢団地・ 石崎北団地・石崎南団地
県南地区 0248-23-1623	南湖南団地・白坂団地
会津地区 0242-29-5526	古川町団地・年貢町団地・城北団地・白虎団地
相双地区 0244-26-5114	北原団地・上町団地・南町団地・西町団地・牛越団地・ 下北迫団地
いわき地区 0246-35-1733	湯長谷団地・下神白団地・八幡小路団地・家ノ前団地・ 宮沢団地・大原団地・関船団地・高萩団地・四ツ倉団地・ 勿来酒井団地・中原団地・下矢田団地・北好間団地・ 泉本谷団地・平赤井団地・磐崎団地